

公 告 第 3 9 2 号

平成 2 5 年 2 月 2 2 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

健康保険の一般保険料率の変更について

平成 2 5 年 2 月 1 2 日に開催した第 6 8 回組合会において、日本旅行健康保険組合の一般保険料率を変更することを決定し、関東信越厚生局に認可申請を行い、平成 2 5 年 2 月 2 0 日付で認可されたので下記により公告します。

記

1. 改定後の保険料率 81.000/1000 (現行 66.000/1000)

(1) 一般保険料率 79.700/1000 (現行 64.700/1000)

内訳 基本保険料率 : 41.332/1000 (現行 : 25.464/1000)

特定保健料率 : 38.368/1000 (現行 : 39.236/1000)

※特定保険料率は、一般保険料のうち、高齢者医療などへの支援金の支払に充てるための保険料率です。

(2) 調整保険料率 1.300/1000 (現行 1.300/1000)

※調整保険料とは、全国健康保険組合が共同で実施している事業（高額医療費補助及び財政窮迫組合の助成等）の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は、毎年度、健康保険組合連合会が設定します。

2. 負担割合

事業主 : 5 0 % (40.500/1000)

被保険者 : 5 0 % (40.500/1000)

3. 実施時期 平成 2 5 年 3 月 1 日より

月例給与からの徴収は 4 月支給分から、賞与については、平成 2 5 年 3 月 1 日以降支給分から新保険料率が適用されます。

以上